

日本臨床神経生理学会 優秀論文選考に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本臨床神経生理学会（以下、「当法人」という）が設ける優秀論文に関する規定を行う。

(優秀論文の対象)

第2条 アワード委員会は、学会機関誌に投稿され、編集委員会の審査を経て掲載された原著論文、短報、もしくは症例報告の中から、とくに優秀と認められるものを優秀論文として選出する。

2 編集委員会が執筆を依頼した原稿、総説、特別寄稿、もしくはテクニカルレポートなどは、優秀論文の選考対象から除外する。

(優秀論文の審査)

第3条 論文の審査はアワード委員会において行う。

2 1月1日から同年12月31日までの間に発行された機関誌の掲載論文について、翌年1月1日から同年6月30日までに審査をおこなう。

3 アワード委員会は毎年、3編を上限として優秀論文を選定し、その結果を理事長に報告する。

4 委員会は対象となる論文を、その内容による専門分野や著者の所属系（基礎系、臨床系）などにも配慮して審査するが、選出論文が同一専門分野もしくは所属系で重複することを妨げない。

5 優秀論文賞の受賞者の決定を含む審査結果は、社員総会において報告する。

(優秀論文賞の表彰)

第4条 優秀論文賞受賞者決定後、学会は、3か月以内に当該論文筆頭著者に通知し、学術大会開催期間中に行われる授賞式後に副賞（奨励金）を贈呈する。

2 優秀論文の筆頭著者には、学会から副賞として奨励金を贈呈する。

3 1件あたりの奨励金の額は、10万円とする。

(優秀論文賞受賞者の資格)

第5条

優秀論文の選考時において、対象論文の筆頭著者が当法人会員であることを受賞者の優秀論文賞資格とする。

さらに、以下の条件を満たしたものを受賞資格者とする。

- 1) 選考を行う年の3月31日時点で筆頭著者の年齢が50歳未満であること。
- 2) 前年度に筆頭著者として本優秀論文賞を受賞していないこと。

2 下記に該当する場合には、受賞の取り消しや副賞（奨励金）の贈呈を中止することがありうる。

- 1) 優秀論文の選考時において、筆頭著者が会費を2年以上滞納しているとき。
- 2) 筆頭著者と連絡がとれないなどの事由により、副賞の支払い手続きに支障が発生したとき。
- 3) 表彰式に理由なく出席しないとき。

(改廃)

第6条 本細則は、アワード委員会の議決後、理事会の承認を必要とする。

(附則)

この細則は、2024年10月23日より施行する。